

障害支援区分について

平成26年4月より「障害程度区分」の名称が「障害支援区分」に変更され、障害支援区分での認定が行われます。

1. 障害支援区分での変更点

(1) 定義

○障害程度区分

当該障害者等の心身の状態を総合的に示すもの



○障害支援区分

障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを

(2) 認定調査項目の見直し

106項目⇒80項目に変更

(3) コンピューター判定式の見直し

行動障害や精神面等の調査項目が評価されるように変更

区分については、現行の障害程度区分と同様の1から6となっています。

2. 受給者証について

平成26年4月以降に交付する受給者証については「障害支援区分」と記載したものになりますが、平成26年3月までに申請があり、4月以降に「障害程度区分」の認定を行う場合及び受給者証の紛失等による再交付等「障害支援区分」の欄に「障害程度区分」を記載した受給者証を交付する事案が想定されます。障害福祉サービス事業者が対象者の正確な情報を把握できるよう、平成26年4月以降で上記事案が生じた場合、受給者証の予備欄に「障害程度区分認定者」と押印します。

押印のある対象者については、障害程度区分で認定をした者になりますのでご了承の程宜しくお願い致します。

受給者証例

(一)		(二)	
障害福祉サービス受給者証		介護給付費の支給決定内容	
受給者証番号		障害支援区分	4
支給決定障害者等	居住地	認定有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
	フリガナ	サービス種別	
	氏名	支給量等	
児童		支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
		サービス種別	
		支給量等	
支給市町村名及び印		支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
		サービス種別	
		支給量等	
		予備欄	障害程度区分認定者

※障害支援区分「4」と記載されているが、下記予備欄に「障害程度区分認定者」と記載があるため、障害程度区分により、区分「4」と認定された者であることがわかる。